

環境審議会企画部会・専門委員会合同会議（５／２３）での主な意見と対応

主な意見	対 応
<p>「1はじめに」では、本計画の位置付けを、当面の目標（▲10%）の達成はもとより、脱温暖化社会の実現という究極目的の達成に向けた第一歩であることを明確にすべきである。</p>	<p>「1はじめに」及び「2地球温暖化対策の現状と課題」を意見を踏まえ一部修正</p>
<p>「4計画の目標」では、排出係数の変動による影響について、説明する必要がある。</p>	<p>「4計画の目標」の府内における温室効果ガスの削減目標の表のところに意見を踏まえ説明を加える。</p>
<p>「4計画の目標」では、部門別目標に掲げた対策を実施さえすれば、目標が達成されるような誤解を与えてしまう恐れがある。</p>	<p>「4計画の目標」の4温室効果ガスの削減効果のところを意見を踏まえ一部修正</p>
<p>「4計画の目標」の部門別の対策効果（削減量）の表は、部門間のアンバランスや一部二重計算されているように思われる。 また、この表と「5地球温暖化対策の推進」の表（計画の対策体系）の対策の関係がよくわからない。</p>	<p>「4計画の目標」の部門別の対策効果（削減量）の表を意見を踏まえ再度精査し、一部修正</p>
<p>「4計画の目標」の部門別の対策効果（削減量）の表に掲げている国等の対策による削減量は、国の「京都議定書目標達成計画」による対策効果を見込んでいるが、それ自体信頼性が薄いように考える。 また、それが達成されなかった場合はどうするのか。</p>	<p>「4計画の目標」の温室効果ガスの削減目標のところに意見を踏まえ説明を加える。（将来予測の中に対策効果を見込んだ国等の対策は、「京都議定書目標達成計画」のうち、法令等により対策効果が一定担保されたものに限定とした旨） また、対策効果については、「6計画の推進」の3計画の進行管理の中で、必要に応じて評価・見直しを行うことを明記している。</p>
<p>京都メカニズム（CDM、排出量取引等）の活用を計画にどのように盛り込むのか。</p>	<p>「4計画の目標」に記載しているとおおり、修正なし。（京都メカニズムは、現在のところ、具体的な運用方法等が不明であることなどから、今後とも、国等の動向を十分見ながら、自治体としての活用方法について、引き続き研究を行うことが適当であると考えられるため）</p>
<p>「7脱温暖化社会の実現に向けて」では、哲学的（フィロソフィー）な理念が抜け落ちているように思われる。 また、中長期ビジョンとなれば、十分議論していく必要があるので、本計画では、脱温暖化社会のイメージを示すことにより、次のステップとして、脱温暖化社会の実現に向けた中長期ビジョンの策定を、府民総参加の下で、早期に着手する必要があるということを提起することにとどめてもよいのでは。</p>	<p>「7脱温暖化社会の実現に向けて」を意見を踏まえ一部修正</p>